

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくり全般）						
1	地域未来交付金	URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiikimiraikoufukin/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県 市町村 団体等	ハード・ソフト	1/2等	随時	—	160,000	内閣府地方創生推進事務局／ 地方創生推進室 内閣官房地域未来戦略本部事務局 03-6257-1416

地域未来交付金について

地域未来交付金

**地域未来
推進型**

地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする







スタートアップ支援拠点の整備
地場製品の販売促進
温泉施設等観光拠点の整備

デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援





書かない窓口
地域アプリ
オンライン診療

**地域防災
緊急整備型**

避難生活環境を抜本的に改善するため、地方公共団体の先進的な防災の取組を支援

**地域産業構造転換
インフラ整備推進型**

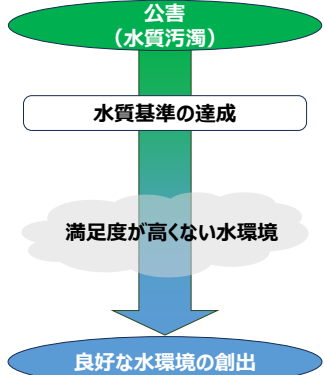
半導体等の戦略分野におけるリーディングプロジェクトの産業拠点整備等に必要となる関連インフラの整備を支援

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくり全般）						
2	良好な環境の創出・活用推進事業		URL	https://policies.env.go.jp/water/waterside-environment/		
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算 （百万円）	問合せ先
地方公共団体 民間企業 その他法人等	ソフト	定額	令和 8 年 1 月～ 3 月	—	60	環境省 水・大気環境管理課 環境創造室 03-5521-8298

■モデル事業等の実施

『環境を取り巻く課題』

- 水質汚濁防止法等の規制により、水質は改善しつつある一方、国民ニーズの高い「豊かさ」(良好な水環境等)は取り戻せていない
- 人口減少が進む地方では、認定を受けた良好な環境が荒廃しつつあるなど、良好な環境の管理・価値の維持向上は困難な状況
- これらの解決に向けた保全・活用・創出活動が必要



良好な環境の保全・再生・創出



- ・生物多様性・生産性の向上
- ・ウェルビーイング基盤の良好な環境を創出

地域外からの資金の獲得



ヒト、モノ、資金の確保



- ・自然共生サイトなどの認証取得
- ・特産品、ツアーなどの商品開発、観光企業等による支援

良好な環境の創出と利活用の好循環を形成し、
地域課題を解決し、地域活性化を実現！！

令和 8 年度良好な環境の創出・活用推進事業

令和 7 年度

淡水エリアにおける
保全と利活用

良好な水環境保全・活用
モデル事業

2 年事業

沿岸エリア（里海）における
保全と利活用

戦略的「令和の里海づくり」
基盤構築支援事業

3 年事業

良好な環境を生かした
インバウンド観光地域づくり
（陸・海問わず）

良好な環境を活用した
観光モデル事業

2 年事業

令和 8 年度

良好な環境の創出・活用推進事業

①
R7から継続

良好な水環境保全・活用
モデル事業

2 年事業

戦略的「令和の里海づくり」
基盤構築支援事業

2 年事業

良好な環境を活用した
観光モデル事業

2 年事業

地域の連携団体
（自治体、NPO法人、企業、
漁業協同組合、学校法人、
DMO、観光協会等）

連携

事業団体
（自治体、NPO法人、企業、
漁業協同組合、学校法人、
DMO、観光協会等）

請負契約
伴走支援

環境省

請負契約

事業事務局

委嘱

有識者

審査への助言

▲事業内容

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（先進技術の導入）

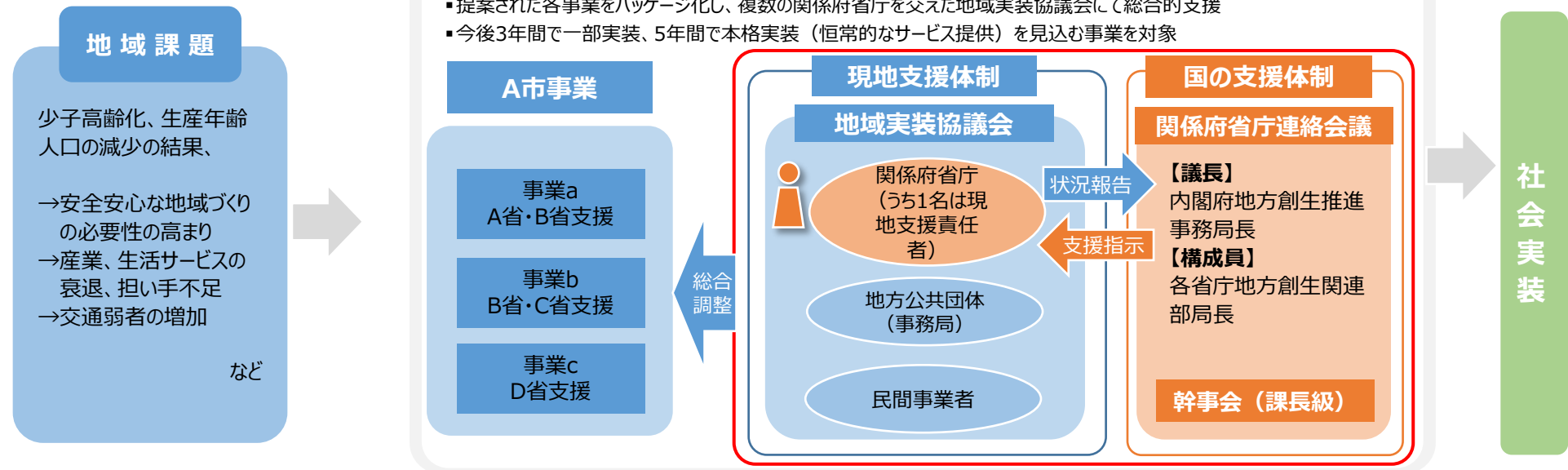
3	未来技術社会実装事業	URL	HP 事例等	https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/ichiran.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先
都道府県 市町村	ソフト		1月～3月		71の内数	内閣府 地方創生推進事務局 03-6206-6175

概要

- 未来技術社会実装事業は、「地方創生の基本構想※1」や「地方創生に関する総合戦略※2」において、地方創生の推進に資する施策として、本事業が組み込まれています。
- 事業の概要としては、AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の**社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う事業です。**
- 未来技術を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、H30年度からR8年度までに合計71事業を選定。**3年間で一部実装、5年間で本格実装を目指し複数年にわたる伴走型支援を行います。R8年時点で21事業※3に対して支援を実施中です。**

※1 「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）※2 「地方創生に関する総合戦略 ～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」（令和7年12月23日閣議決定）※3 H30年度からR8年度までの選定合計71事業のうち50事業はR7年度末までに支援終了。

事業イメージ



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

4	農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMOモデル形成支援 等)	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県、市町村 地域協議会、民間団体	ソフト	定額、1/2		随時	(百万円) 7,045の内数	農林水産省 地域振興課 03-3501-8359	

<事業の内容>

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援：地域の特色をいかした取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援：収益力向上等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額等（上限3,000万円（年標準額：1,000万円等））】

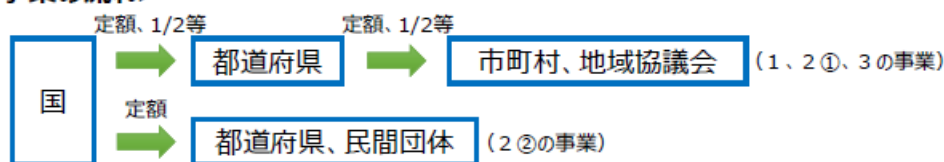
2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
- ア 活動着手支援型：遊休農地活用の開始など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。
- イ 一般型：むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,500万円（年標準額500万円））】
※地域計画と連携した農用地保全の取組を行う場合は年標準額600万円
※新規地区の採択は、令和8年度まで
- ウ 地域連携型：活動継続計画の策定や地方公共団体等と連携した取組を支援します。
【事業期間：上限4年、交付率：1/2以内（上限1,500万円（年標準額375万円））】
- ② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

3. 棚田地域振興対策推進事業

- 地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり：人材確保・育成のための取組とともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な調査・計画を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限50万円/年）等】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. ② 元気な地域創出モデル支援



2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- ① 農村RMOモデル形成支援
- ② 農村RMO形成伴走支援
全国規模の研修、中間支援組織による人材育成



3. 棚田地域振興対策推進事業

地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり



社会課題解決や魅力向上を通じた
地域活性化

「むらづくり」を推進

棚田を核とした
地域振興

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

5	過疎地域持続的発展支援交付金	URL	HP 事例等		https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm		 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先		
1 地域運営組織 2 都道府県・市町村 3・4 市町村	ハード・ソフト	下図参照	1月～2月頃		805 (百万円)	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536		

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等
※過疎地域以外も活用可能

POINT

- 事業主体：**地域運営組織等**
 - 補助対象：集落課題の解決に資する幅広い事業
 - 補助率：限度額1,500万円の定額補助
- 下記事業は限度額を上乗せ
- | | | |
|----------------|---|---------|
| ①専門人材を活用する事業 | + | 500万円 |
| ②ICT等技術を活用する事業 | + | 500万円 |
| ③上記①と②を併用する事業 | + | 1,000万円 |

集落NWイメージ



2 過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村・都道府県が実施するICT等技術活用事業、人材育成事業
※都道府県は人材育成事業のみ

POINT

- 事業主体：**過疎市町村、都道府県**（人材育成事業のみ）
- 補助対象：地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策 など
 ⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補助率：限度額2,000万円の定額補助
 都道府県は、1/2 又は 6/10(財政力指数0.51未満)



3 過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等

POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費 など
- 補助率：1/2 以内
 ※交付対象経費の限度額あり
 (例) 定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

4 過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
- 補助率：1/3 以内
 ※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

6	半島振興広域連携促進事業	URL	HP・事例等 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei tk 000135.html （R7）				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村等	ソフト	1/2	1月～2月頃		60 (百万円)	国土交通省 国土政策局 地域振興課 半島振興室 03-5253-8425	

目 的

全国平均を上回るペースで人口減少・高齢化が進行している一方、我が国の食料の安定供給拠点であるなど、国土政策上の重要な構成要素である半島地域の自立的発展、定住の促進を図るため、多様な主体が連携・協力して実施する広域的な取組の促進を図るための支援を実施する。

制度の概要

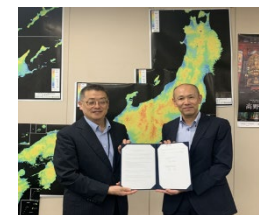
改正半島振興法を踏まえ、半島地域の自立的発展に向けた交流・定住促進、産業振興、防災・物流強化を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援する。

※下線部分につき令和8年度拡充

- **対 象**：地域の特性を活かしながら、複数の取組主体により広域的に実施される以下の事業
 - ・ **交流・定住等促進事業**：交流活動、地域情報発信、定住情報提供、定住環境整備 等
 - ・ **産業振興事業**：特産品開発、特産品販売促進
 - ・ **防災・物流強化事業**：防災体制構築、災害時を想定した物流強化
防災環境整備（簡易な施設整備）
- **補助対象**：道府県、市町村等（協議会形式）
- **補 助 率**：道府県、市町村等…事業費の1/2以内



多様な地域資源を活かした
特産品開発、販路拡大



多様な主体が
連携・協力した
広域的な防災協定



ドローンを活用した
新スマート物流
実装事業の取組

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域振興立法等指定地域の振興）

7	スマートアイランド推進実証調査事業	URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
民間企業・団体等及び地方公共団体を構成員に含むコンソーシアム	ソフト	委託	2月～4月	—	87 (百万円)	国土交通省 国土政策局離島振興課 03-5253-8421

企画提案を公募して実施する調査内容

- 各離島地域が抱える課題解決のためICTなどの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために検証が必要な事項について、実証調査を行う。
- 調査対象となるフィールドは離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく**離島振興対策実施地域**とし、調査に当たっては、現状の課題、課題を踏まえた振興のビジョンを考慮するとともに、調査で得られた結果をもとに他地域への横展開を行うことを念頭に置いて実施するものとする。
- 調査対象となる分野は、離島自治体が特に取り組むべき交通、医療・介護、行政・住民サービス等の分野を重点対象とする。ただし、同法に基づく離島振興基本方針に掲げるそれ以外の各分野についても、重点対象を中心的な調査対象とする場合には関連する調査対象として含めて構わないものとする。
- 実装に向けたロードマップの具体化や実装技術の標準化により、実証後の実装・横展開を重視する。

実証調査のイメージ

島の課題

省人化・省力化に資する自律航行船によるオンデマンド水上タクシーを導入し、離島航路の維持を図りたいが、離島では利用者が少ないことから、事業として採算性の確保が困難。

実証内容

貨客混載等の多用途化により、離島航路の確保に資する効率的な海上交通体系のモデルを検証する。

実施体制（コンソーシアムの組成例）

【調査対象フィールド】

X町

A離島

【構成員】※複数の離島・自治体を含む組成を妨げない。

- ・A離島を有する自治体（X町）
- ・〇〇会社（自律航行技術担当）
- ・既存航路運航事業者
- ・島内外の商店、商工会等（物流担当）
- ・△△会社（ニーズ・データ分析担当）等

X町A離島

自律航行船

本土側（病院 等）

X町A離島（製造業や商店とも連携）

自律航行船

本土側（病院、部品、卸売業 等）

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりの専門家等の紹介・仲介等）

8	地域活性化伝道師派遣制度	URL	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
都道府県・市町村 団体等	ソフト		2月末～3月末 6月～7月中旬		— (百万円)	内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 263名 <分野別登録数（重複を含む）>

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
106人	23人	66人	10人	42人	116人	30人	118人

○令和7年度実績：地域活性化伝道師5名を全国5地域に派遣

○活用方法

- ① 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- ② 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



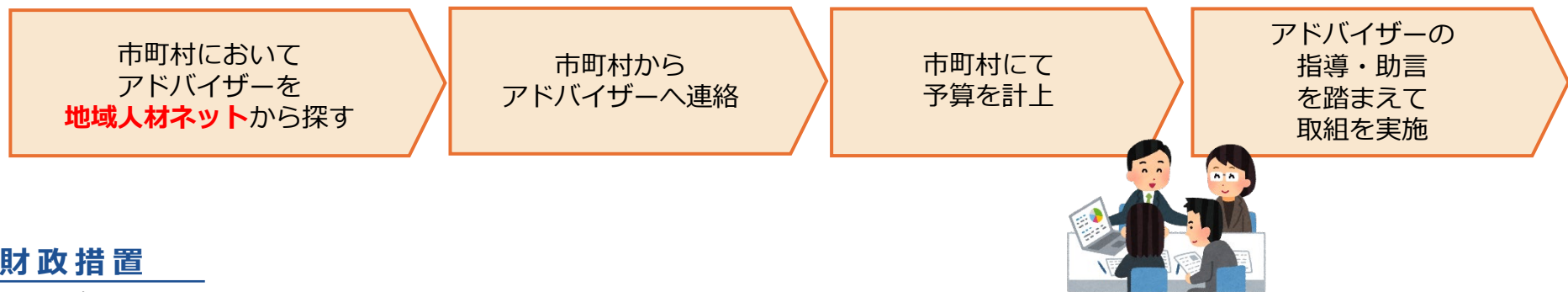
地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりの専門家等の紹介・仲介等）

9	地域力創造アドバイザー	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/ 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5533

- 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

アドバイザー派遣の流れ



財 政 措 置

- 対象市町村
 - ① 三大都市圏外の市町村
 - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件

活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施
- 財政措置の内容 ※財政力補正有り
 - 1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置（アドバイザー1人につき最大3年間招へい可能）
 - ・ 民間専門家活用（**610万円／年**）
謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
 - ・ 先進自治体職員（240万円／年）
謝金は対象外

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

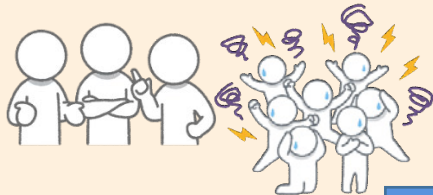
10	地域プロジェクトマネージャー	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
市町村	ソフト	特別交付税措置				総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394

● 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」について、「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地域要件

- ・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に、700万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★取組自治体数と地域プロジェクトマネージャー数

- ・令和6年度には、104市町村において114名の地域プロジェクトマネージャーが活躍

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

11	地域活性化起業人	URL	HP・事例等 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
市町村	ソフト	特別交付税措置			21 （百万円）	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392	

- 地方公共団体が、都市部に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等を図る取組に対し、特別交付税措置
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築**、シニア個人としても退職後の**新たな活躍の場の発見**などのメリットがある
- 企業や個人、地方自治体がそれぞれのニーズを登録し、相互交流ができる場として、**「地域活性化起業人マッチングPF」を開設**

地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）
（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
 - ・観光振興
 - ・自治体・地域社会DX
 - ・地域産品の開発 等

社員（個人）

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
- B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
 - ・自治体と**企業**が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**上限610万円/人**）※R8年度から引き上げ
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
 - ・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
 - ① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
 - ② 受入れの期間中に要する経費（**報酬費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
 - ③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

**地域活性化起業人
マッチングPFの登録・
活用はこちらから↓**



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

12	地域おこし協力隊	URL	HP 事例等	https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/index.html https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/documents/detail_003.html	 HP	 事例等
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			252	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391

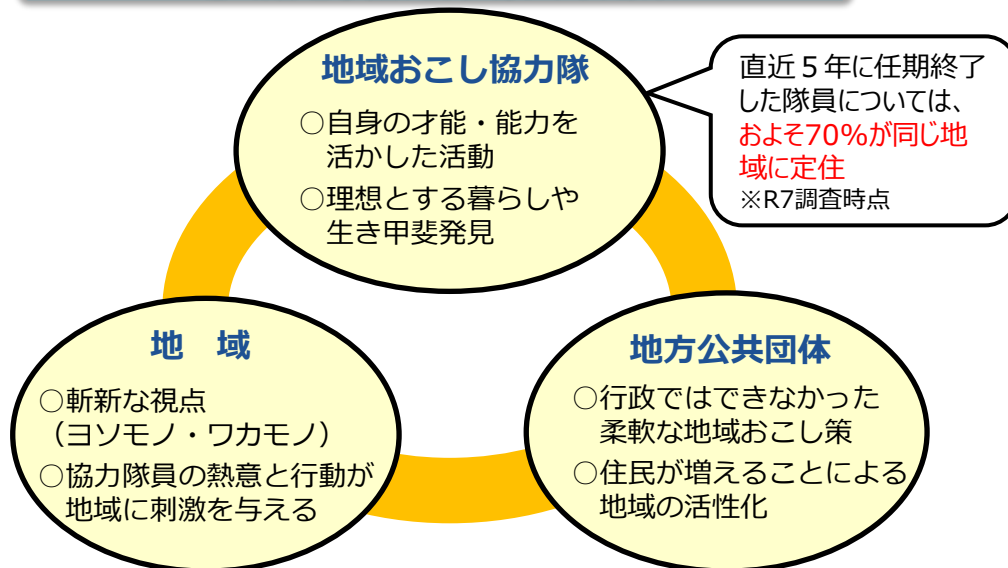
- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。

概ね**1年以上3年以下**の期間、地域に居住して「**地域協力活動**」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：概ね1年以上3年以下 ※ 最大5年とする特例あり（R8～）
- **地方財政措置**：地域おこし協力隊の活動経費について、1人あたり**550万円上限**に特別交付税措置

そのほか、隊員の募集、サポート、起業・事業承継に要する経費についても特別交付税措置

地域おこし協力隊導入の効果



隊員数と取組自治体数

令和7年度 **8,196人**／1,187団体

隊員の特徴

- ・隊員の**約4割**は女性
- ・隊員の**約6割**が20歳代と30歳代
- ・**50歳以上の隊員**や**外国籍の隊員**も活躍

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

13	地域運営組織（RMO）	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト	普通交付税措置・特別交付税措置			31	総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534	

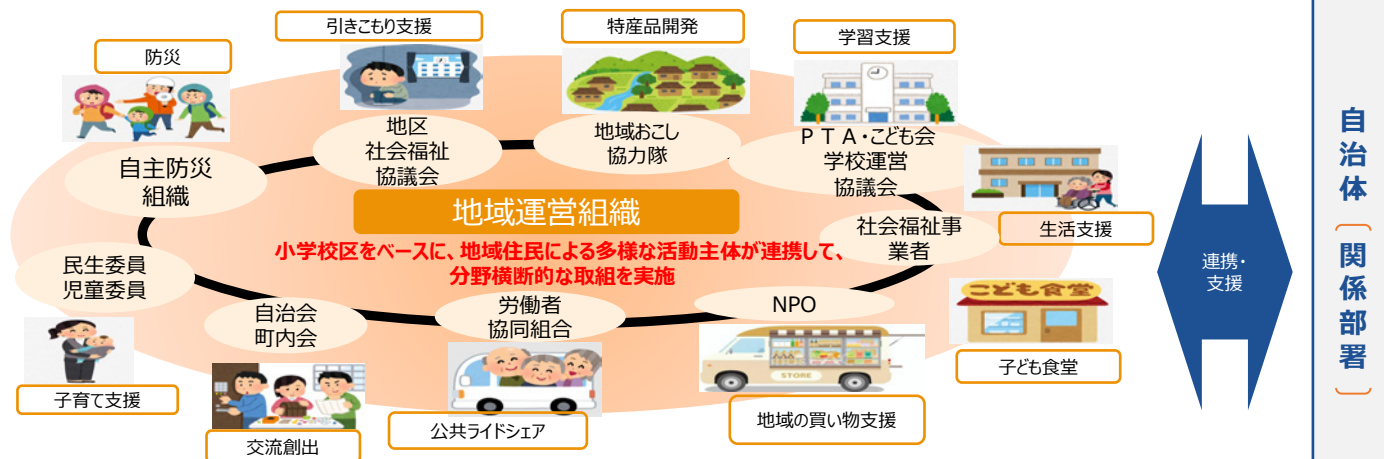
- 全国には**8,587組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**903団体**（令和7年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”の3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「〇〇まちづくり協議会」

「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認



RMO活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している



- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について、地方財政措置を講じている

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

14	集落支援員	URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html 			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
都道府県・市町村	ソフト					総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536

- **集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
 - ①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組**やその取組主体となる**地域運営組織**などをサポート

必須業務

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

集落支援員の活動イメージ

③ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

① デマンド交通システムなど地域交通の確保
 ② 都市から地方への移住・交流の推進
 ③ 特産品を生かした地域おこし
 ④ 高齢者見守りサービスの実施
 ⑤ 伝統文化継承
 ⑥ 集落の自主的活動への支援 等

● 特別交付税措置

- 集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体	市町村 及び 都道府県 ※1
対象経費	① 集落支援員の設置 ② 集落点検の実施 ③ 集落における話し合いの実施 ④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措置額	集落支援員 1人あたりの上限額
	専任 500万円 ※2
	兼任 40万円

- ※ 1 国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外
- ※ 2 兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

● 配置状況（R7年度）

専任	3,270人
兼任	3,145人（自治会長などの兼務）

POINT

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

15	社会教育主事、社会教育士	URL	HP/事例等 https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html （R8 予定）				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8 年度当初予算	問合せ先	
都道府県・市町村	ソフト				(百万円)	文部科学省 地域学習推進課 03-5253-4111（内線2973）	

○ **社会教育主事**は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、**「地域全体の学びのオーガナイザー」**として、学校教育（行政）をはじめ、**首長部局が担う環境、農山漁村振興、まちづくり等と社会教育（行政）をつなぐこと等により、社会教育行政及び実践の取組全体を牽引し、地域全体の社会教育振興の中核を担うことが期待されています。**

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

○ **「社会教育士」**は、令和2年度より始まった制度で、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。

○ 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、**「各分野の専門性を様々な場に活かす学びのオーガナイザー」**として、教育委員会のみならず、**環境、農山漁村振興、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



農業・地域づくり

社会教育

（島根県安来市）

農村RMO(※)の役割・業務

（※農村型地域運営組織）

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の話し合いの場を創出することが効果的

具体的取組・活動

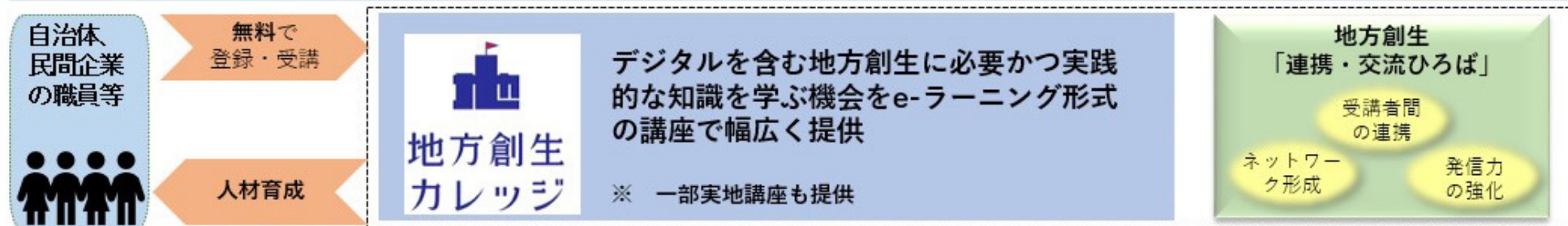
- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透**。新しい人のつながりと新たな**人材発掘・育成**につながり、農村RMOにも幅広い人材が参画



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

16	地方創生カレッジ	URL	https://chihouseusei-college.jp/ (R7)				
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先	
自治体職員・ 民間事業者・学生等	ソフト		1～2月頃		140 (百万円)	内閣府 地方創生推進室 03-6257-1412	

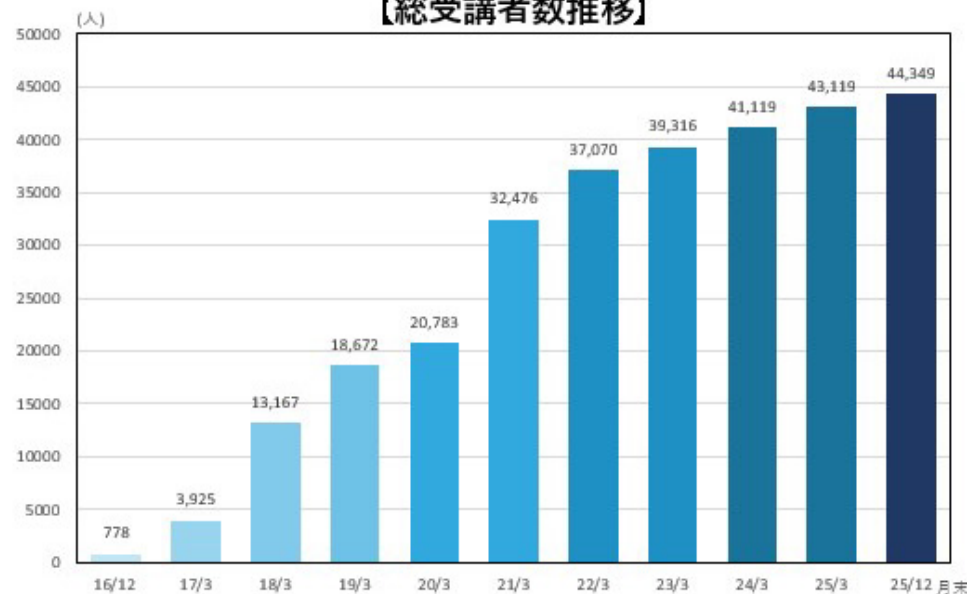
「地方創生カレッジ」は地方創生に必要かつ実践的な知識をeラーニングの形で幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座（ワークショップ）を実施してます。2016年12月に開講し、総受講者数は4.4万人を超えています。



【カリキュラム構造イメージ】



【総受講者数推移】



1. 地域づくりの取組全般に関する施策（地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築）

17	農村プロデューサー養成講座	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html (R8)				
事業実施主体（対象者）		支援対象・内容	補助率等	受講生募集時期	事業要望調査時期	R 8 年度当初予算	問合せ先
地方自治体職員 地域づくりに関心・ 意欲のある人		ソフト		6 月～7 月 (予定) ※実践コース		(百万円) 7,045の内数 ※農山漁村振興交付金	農林水産省 農村振興局 農村政策部都市農村交流課 03-6744-1855

《事業概要》

- “地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材”『農村プロデューサー』を養成。
- 「入門コース」と「実践コース」で構成。「実践コース」は、オンライン形式（ライブ配信）と対面形式を併用し、“実例を基にした模擬演習”や“受講生自らの実践活動”による現場力アップを重視。さらに講座修了後は、修了生や講師陣をつなぐネットワークを構築。

入門コース（定員なし）

1. 研修の目標

- ・農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得

2. 受講対象者

- ・地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能
（実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい）

3. 主な内容

オンライン講演（ライブ配信）

- ・地域づくりに造詣の深い有識者による研究分野等に関する講義
- ・地域で活躍する実践者による活動プロセス等の紹介
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・全6回（各90分程度）

実践コース（定員あり）

1. 研修の目標

- ・地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（農村プロデューサー）を養成

2. 受講対象者

- ・地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等
※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

3. 主な内容

（1）オンライン講義（ライブ配信）

- ・地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ
- ・地域づくりに造詣の深い講師による講義
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・2日間（計6時間程度）

（2）対面講義（実例を基にした模擬演習等）

- ・ワークショップ形式の演習により、（1）で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施、また研修生同士の連携も推進
- ・2泊3日（複数会場で開催）

（3）受講生自らの実践活動

- ・受講生及び修了生が取り組む実践活動の中からモデルケースを選出
- ・受講生及び修了生は講師からのアドバイスを受け、現場レベルで企画・実践
- ・モデルケースを題材として、農村プロデューサーに求められるポイントをオンラインゼミで議論

講座修了後のネットワークイメージ



※ 主な内容・開催回数は、令和8年度に予定しているもの。

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（郵便局との連携による持続可能な地域・社会課題の解決）

18	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	URL	https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html （R8）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 （百万円）	問合せ先
地方公共団体が参画するコンソーシアム	ハード・ソフト	—	5月～6月頃	—	170	総務省 情報流通行政局 郵政行政部郵便局活用課 03-5253-5964

- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

現状



地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



- 郵便局の公共性・地域性を活かして、郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負っている日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを利活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展させていく。

（事業主体） シンクタンク（シンクタンクを事務局として自治体の実証を実施）
（事業スキーム） 実証事業（請負）

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（優良事例の表彰・紹介）

19

「地域づくり表彰」

URL

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000020.html



事業実施主体（対象者）

支援対象・内容

補助率等

公募時期

事業要望調査時期

R8年度当初予算

問合せ先

地域づくりに携わる団体等
（任意団体、地方自治体含む）

ソフト

毎年4～5月
（予定）

国土交通省 国土政策局 地方政策課
03-5253-8363

趣旨・目的

創意工夫を活かした優れた自主的活動等を基本とする地域づくりで顕著な功績のあった優良事例を表彰し広報することにより、地域づくり活動の奨励と地域づくりノウハウの伝搬を通じて「新時代に地域力をつなぐ」持続可能な国土の形成に資する

事業内容

「地域づくり表彰」は、創意工夫を活かした個性的な地域づくり活動を表彰するもの。定住の時代と言われた昭和59(1984)年度に始まり、府省や官民の枠を越えた分野を限定しない幅広い地域づくりを対象とする表彰として最も古いもののひとつ。特定の分野に留まらず、また、活動期間の長短を問わず、地域課題の解決に資する幅広くユニークな取組を応援しています。

受賞事例

令和7年度抜粋

国土交通大臣賞

せとうち みなとマルシェ実行委員会(愛媛県 今治市)

「しまなみ海道」開通で低下した港や町の賑わいを取り戻すため、「瀬戸内のうまいに会えるマルシェ」として復活

「せとうちブランド」とに触れる場として、「食」を中心としつつ、地域資源の発露の場として再定義。

写真は毎回600の中から100程度に厳選された出店が並ぶ。



二地域居住プラットフォーム賞

快生館(福岡県 古賀市)

歴史ある温泉旅館を、官民連携で再生し、二地域居住と起業の場のワークスペース兼インキュベーション施設として再生。

『狩猟体験ワークショップ』も展開し、人手不足が深刻化する猟師の課題周知・育成にもつながっている。スタッフ自身も狩猟免許を取得し猟友会に参画、有害鳥獣駆除隊員になっている



京田辺 農福観 地域づくり協議会(京都府 京田辺市)

「多様な人々が繋がり、循環する地域づくり」をコンセプトに、農業・福祉・観光・商工などの各関係者が連携。

都市的市区での「マルシェ」、茶摘み・抹茶づくりのツアー、障がいのある方々の活躍の場を広げる活動、地域の特産品を目指したクラフトビールづくりなど、多種多様な連携事業を展開中。写真はフオトスポットとしても人気になった「菜の花回廊」



地域づくり推進協議会賞

くどやま芸術祭 実行委員会(和歌山県 九度山町)

「まちが まるごと 美術館」をコンセプトに、2年に1度、まちなかを まちぐるみでアート空間に 空き家や空き店舗の活用を考える好機にも

展示施設や作品の展示設営には、町民ボランティアも参加し、町作りを我が事にする契機にも。



日本政策投資銀行賞

国土計画協会賞

白山 瀬波の会(石川県 白山市)

かつて炭焼きで暮らしていた豪雪地帯の谷間の地区の再生事例。その理念に共感した企業と連携し、廃道となった登山道の再生、キャンプ場や川遊び場の整備、炭釜の復活等で「この地区を訪れて良かった」と思える体験の場づくりを展開

現在では、年間訪問客が8千人、カタクリの開花時期には3千人が来訪するようになり、地域の持続可能性の拡大に繋げている写真は、子どもたちによるカジカの放流



審査会特別賞

市東地域 15町会 共創プロジェクト(千葉県 市原市)

我が国有数の工業都市の里山地区の15もの町会の住民有志が連携し、豊かな自然と歴史を活かした数多くのプロジェクトを創出。里山整備や、駄菓子屋の開店、親子での防災キャンプ、地元農産物を使った太巻き寿司づくりなど、地区外の人々も巻き込んで、ふるさと意識の向上と愛着を産んでいる。写真は、百年つづく田んぼづくり。



受賞の効果

「各地からの視察で、活動への機運が高まったり、子どもたちの表情が明るくなった」「受賞の報道をきっかけに、クラウドファンディングなど支援の輪が広がった」



皆様のご応募を おまちしております

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（優良事例の表彰・紹介）

20	農林水産祭顕彰等普及事業（むらづくり部門）	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_maturi/			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
むらづくりの主体 （集落、校区等）	ソフト		毎年1～3月			農林水産省 農村計画課 03-3502-6001

農林水産顕彰等普及事業（農林水産祭の実施）について

事業の目的

- 農林水産省と天皇杯を下賜された（公財）日本農林漁業振興会との共催による「農林水産祭」を実施し、全国各地から選抜した優秀農林水産業者に、天皇杯や内閣総理大臣賞を授与
- 国民の農林水産業と食に対する認識を深めるとともに、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図る

「農林水産祭」の財源

- 毎年の農林水産祭は、
 - ・ 国からの補助金
 - ・ 参加都道府県の分担金
 - ・ 200余りの民間団体・企業からの寄附金
 - ・ 260余りの行事参加団体からの参加費
 により実施

農林水産祭

- 昭和37年から毎年実施
- 全国各地の300余りの農林水産関係の共励会、品評会等（約10万点の参加）において、農林水産大臣賞を受賞した者の中から審査を行い、天皇杯、内閣総理大臣賞を選賞
- 天皇杯受賞者は、天皇皇后両陛下に拝謁及び業績を説明
- 受賞者の技術・経営の紹介、各都道府県の農林水産物の紹介等を行う展示会（「実りのフェスティバル」）の開催

天皇杯と農林水産祭

- 天皇杯は、スポーツ及び農林水産業の振興のため、特に業績のあった最優秀者に対して授与されるものであり、現在、27個の天皇杯が宮内庁を通じて各種民間団体に下賜
- 昭和37年11月、農林水産祭の部門別最優秀者に授与するものとして、6個の天皇杯が宮内庁を通じて、（財）日本農林漁業振興会に下賜
- その後、昭和54年に、むらづくり部門に授与するものとして、更に天皇杯が1個下賜



選賞対象

1. 主体は、農山漁村における集落の区域から市町村の区域に至るまでの区域を地区とする集団又は組織
2. 対象となる活動は、農林漁業を基盤とした豊かな地域社会づくり、すなわち農林漁業の振興を核とし、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開する総合的なむらづくり

選賞審査概要図

都道府県知事の推薦

地方農政局による審査
・ 農林水産大臣賞を決定

農林水産本省による審査
・ 天皇杯、内閣総理大臣賞、日本農林漁業振興会会長賞を決定

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（優良事例の表彰・紹介）

21	ディスカバー農山漁村の宝	URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/discover.html			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
地域活性化に取り組んでいる団体・個人	ソフト		毎年6～8月			農林水産省 農村計画課 03-3502-6001

趣旨

「ディスカバー農山漁村の宝」とは、「強い農林水産業」、「美しく活力のある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を選定し、全国に発信

対象となる取組

植物工場、陸上養殖、官民共創、スマート農業、農林水産業、企業との連携、学生・若者の活躍、女性の活躍、農泊・農福連携、6次産業化、ジビエ、移住・定住、地産地消、食育・教育、関係人口の創出、雇用、環境保全、農村文化体験、伝統の継承、復興、荒廃農地対策、多様な分野との連携、景観保全 等

受賞体系



グランプリ（1）

優秀賞（2～3）

ビジネス・イノベーション部門
【所得向上や雇用を生み出す取組等】

優秀賞（2～3）

コミュニティ・地産地消部門
【地域活動による活性化の取組等】

優秀賞（1）

個人部門
【リーダー的な活躍をしている者等】

特別賞(10地区（者）)

特長の際立つ取組の認知度をさらに向上させるため、選定された地区（者）の中から、特別賞を選定

グランプリ、優秀賞、特別賞以外の地区

情報発信



マスコミやYouTubeによる情報発信



事例集作成による情報発信



内閣官房長官等と選定地区代表者
で全体記念撮影
(交流会：令和8年1月20日)



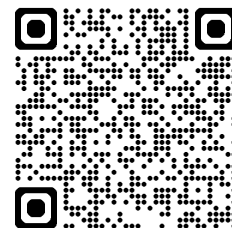
選定証授与式（令和7年度（一社）Local Revolution）



交流会（令和6年度幌加内高校）



交流会（令和5年度大田商工会議所）



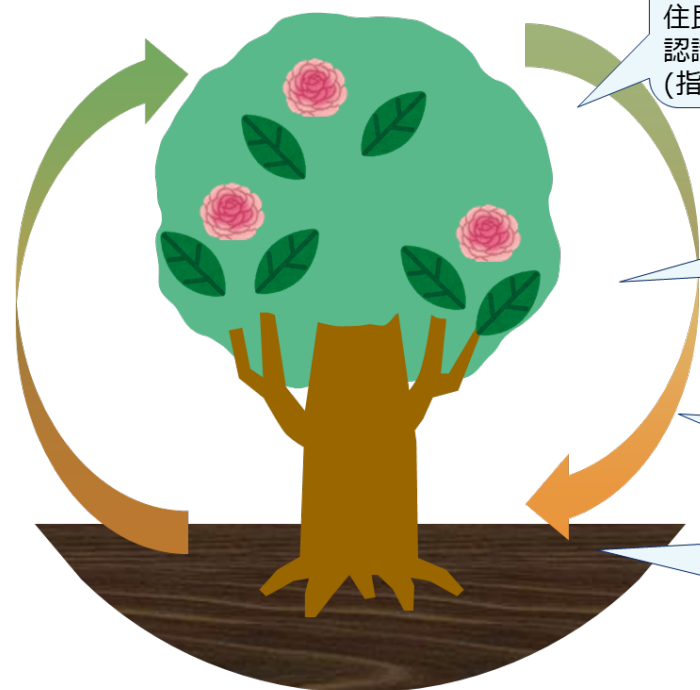
「ディスカバー
農山漁村の宝」
特設ホームペー
ジはこちら

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出）

22	ローカル・ゼブラ企業創出・育成のためのエコシステム定着促進に向けた調査・分析（中小企業実態調査委託費）	URL	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki_kigyou_kyousei/index.html （R7）			
事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算	問合せ先
民間事業者等	ソフト	委託	—	—	400 （百万円）	中小企業庁 商業課 03 - 3501 - 1929

ローカル・ゼブラ企業を創出・育成する地域エコシステムの構築・定着を図るため、ローカル・ゼブラ企業等の事業が創出する地域経済へのインパクト等を考慮した投融資戦略・手法の導入に向けた環境整備及び全国各地での事例創出のための調査・分析を行う。

＜ローカル・ゼブラが創出するインパクト＞



花：地域に現れる成果

住民のWell-being向上や地域活性化、Civic Prideの向上など、地域の内外から認識しやすい変化
（指標例：住民Well-beingの向上、地域GDPの増加）

葉と幹：地域単位での資本の事業化と価値創出

ローカル・ゼブラや域内外の関係者による地域での起業や事業。
地域資本を地域へのインパクトに変換する。
（指標例：地域資本の事業活用率、新規事業創出数）

循環：地域資本と事業成果の還流

地域資本が活用された事業が興り、その結果が地域資本に還元されるという循環がまわっているか
（指標例：地域資本循環率、地域経済循環率）

土壌と地盤：未来の価値を生み出す地域資本や文化

コミュニティの価値観。チャレンジや新しいものを受け入れる風土や、その土地に根差すものを大事にする風土や、その土地に元々ある文化や歴史、自然環境や地理条件等。（指標例：地域資本の厚み、自治意識、住民同士の適度な繋がり）

*：特に循環等の指標については、地域全体を俯瞰する目線が必要となるため、地域事業づくり会社等が専門家と連携をしながら策定、活用していくことが期待される。具体的には、地域資本循環率は空き家活用率、未利用資源活用率、地域経済循環率は地域内付加価値循環率、域内調達率等、地域資本の厚みは地域内コミュニケーション密度等を想定。

1. 地域づくりの取組全般に関する施策（観光振興）

23

観光地域づくり相談窓口の設置

URL

https://www.mlit.go.jp/kankocho/sodan_madoguchi/unyukyoku.html



事業実施主体（対象者）	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R8年度当初予算 (百万円)	問合せ先
下記参照	ソフト					国土交通省観光庁 観光地域振興課 03-5253-8328

